

キャンパス・ハラスメント

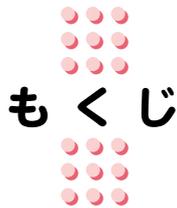


- あなたが困ったときに役に立ちますので、よく読んで卒業時まで大切に保管して下さい。

西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会

2004年4月作成
2009年4月改正
2012年4月改正
2015年4月改正
2017年4月改正
2018年4月改正
2019年4月改正
2020年4月改正



大学の責任として…	1
キャンパス・ハラスメントとは	1
これってキャンパス・ハラスメント？	2
キャンパス・ハラスメントを起こさないために	3
キャンパス・ハラスメントにあったら	3
キャンパス・ハラスメントを解決するために	4

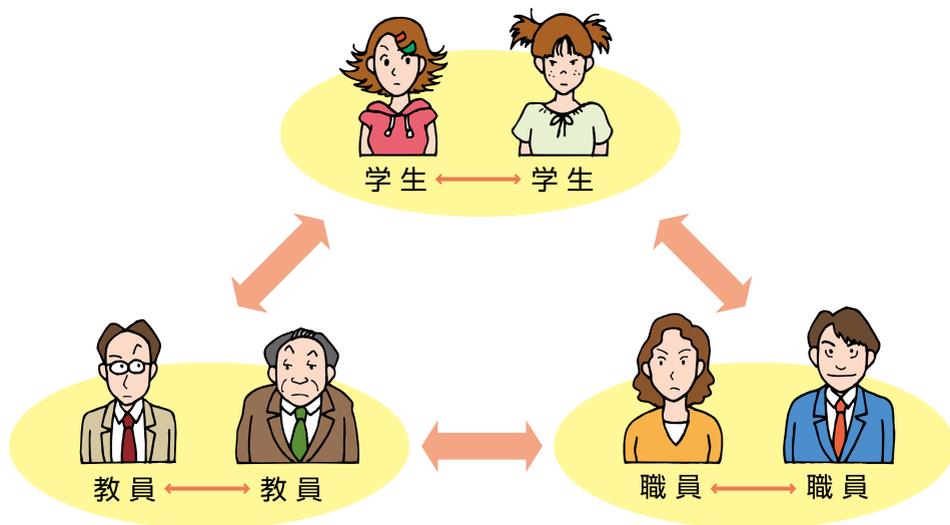
大学の責任として…

学生をはじめ教職員の皆さんの人権が侵害されたり、教育環境の形成が阻害されることをキャンパス・ハラスメントと言います。そのために、本学は、キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会を設置し、キャンパス・ハラスメントに対して厳しい態度で臨み、性差別その他の差別を生むおそれのある環境を改善して、快適な学習・教育・研究・就労環境を作る努力をします。

キャンパス・ハラスメントとは

ある構成員の立場や権限の濫用に起因する態度、言葉及び処遇によって他の構成員の学習、教育、研究、業務及び日常生活に拒絶し難い理不尽な支障をきたす事態を言います。

また、キャンパス・ハラスメントは教員と学生、上司と部下など、いわゆる上下関係にあるもの間で生じるのが一般的ですが、教職員・学生などそれぞれの同僚や同級生及び先輩・後輩又は上級生・下級生の間でなされる場合、又は学生から教職員に対して、また、職員から学生に対してなされる場合も問題になります。



場所・時間帯を問わずキャンパス・ハラスメントはおこります。

学内・外、授業中・外、課外活動中・外、勤務時間内・外など…

学外での講演・講義、教育実習・学外実習、ボランティア・アルバイト先でも…

これってキャンパス・ハラスメント？

性的なもの(セクシュアル・ハラスメント)

- 成績評価や指導面、処遇面などのことを条件に性的関係を迫る。
- 交際を断られたことなどを理由に、成績評価などについて不当な扱いをする。
- 相手の体へ一方的に接近・接触したり、相手の体を不必要にジロジロ見る。
- 女性あるいは男性であるという理由のみによって、性格、能力、行動及び傾向などを評価し、又は決めつけたりする。
- 特定個人に関しての性的な噂を流す。
- 性暴力、性的虐待。
- 一方的に性的な冗談を言ったり、また個人的な性的体験談を話したり、尋ねたりする。
- 研究室やオフィス内でわいせつな画像、映像、写真、雑誌、ポスターなどを見せる。



※セクシュアル・ハラスメントは男性から女性に対してなされる場合が多いですが、女性から男性への場合、あるいは同性間でも問題になります。

立場を利用したもの

- 成績評価や指導面などのことを条件に金品などを要求する。
- 金品などが無いことなどを理由に成績評価などについて不当な扱いをする。
- 正当な理由なく、ゼミ・研究チームから除外する。文献・資料を提供しない。
- レポート・論文・研究成果などの内容・完成時期などについて、著しく過大な要求をする。
- 正当な理由なく、繰り返し怒鳴る、高圧的な態度をとる。



人格権・プライバシーの侵害

- 特定の宗教を信仰する個人に対する非難・中傷。
- 相手の容姿・家庭環境のことに関する非難・中傷。
- 特定個人に関しての悪い噂を流す、または悪口をいう。



その他

- 相手の意に反して、強引に宴席に誘う。酒を無理に飲ませようとする。
- ストーカー行為
(つきまとい、待ち伏せ、監視、面会・交際などの要求、無言電話など)

※その他、キャンパス・ライフにおける、広い意味での人権や人格にかかわる嫌がらせ。

○ キャンパス・ハラスメントを起こさないために ○

キャンパス・ハラスメントかどうかは相手の認識にかかっています。
行為者本人の認識には関わりません。

- 互いに対等な人格を有するパートナーであることを認識し、常に相手の人格を尊重するとともに、相手の立場に立って考え行動しましょう。
- 自分では意識していなくても、相手によってはキャンパス・ハラスメントと受け止めることがあるので注意しましょう。
- キャンパス・ハラスメントと感じるかどうかは、その人の性格や背景となる宗教・文化などによっても違います。



○ キャンパス・ハラスメントにあったら ○

●はっきりと相手に伝える

あなたが、相手の言動によって「人権が侵害された」と感じたら、相手に対して、言葉と態度ではっきりと「不快である」ことを伝えましょう。自分一人では言えないときは、周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。

◎はっきりと「不快である」と伝えることが予防につながります。



●事実の記録をとる

あなたにとって「人権が侵害された」と感じる言動が、「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」などについて、できるだけ詳しく記録をとってください。もし、誰か証人になってくれる人がいるときは、その人に後で証言してもらえるか確認をしましょう。

●周囲の人の助けも大切

自分の周囲でキャンパス・ハラスメントにあっている人がいたら、勇気を出して助けてあげましょう。相手方に注意したり、被害にあった本人の証人になったり、相談ののってあげたり、相談員のところへ同行してあげたりしましょう。

もし、相手に「ノー」と言えなくても、自分を責めずに相談を。

自分に落ち度があったとか、NOと言えなかった自分がいけないのだと考えがちです。
あなたが悪いものではありません。
一人で悩まず、必ず「すぐに」「誰かに」相談して、力になってもらいましょう。

キャンパス・ハラスメントを解決するために

..... まずは、相談員に相談しましょう。

すぐに相談
しましょう



学生総合支援室（学生からの相談に限る。）または専任教職員が、あなたの相談に丁寧に応じてくれます。相談員に相談することによって、あなたの受けた行為がキャンパス・ハラスメントにあたるかどうか整理されるとともに、今後とるべき方法について、自分で意思決定をするために必要な助言を受けることができます。

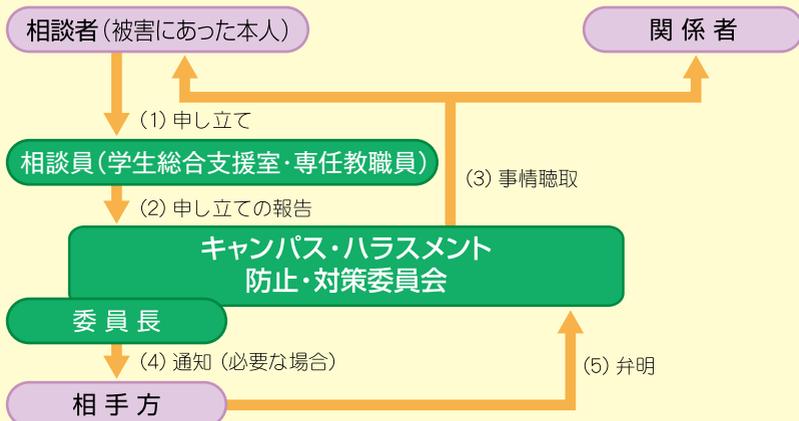
- 学生総合支援室は、6号館1階にあります。平日10:30~18:00まで開室しています。自分一人で行きにくい時は親しい友人などに一緒に行ってもらいましょう。また、電話あるいは電子メールでも予約を入れることができます。直通電話番号 093-583-5143 メールアドレス soudan@seinan-jo.ac.jp
- 専任教職員の相談員については、毎年4月にUNIVERSAL PASSPORT及び学内掲示板で氏名・連絡先を公表しています。
- あなたの名誉やプライバシーは厳守されます。相談したことであなたが不利益を受けることは一切ありません。
- あなたの意思に沿った一番良い方法で解決できるようサポートします。

解決方法には「通知・調停・苦情申し立て」の3つがあり、あなたはそこから選ぶことができます。

通知

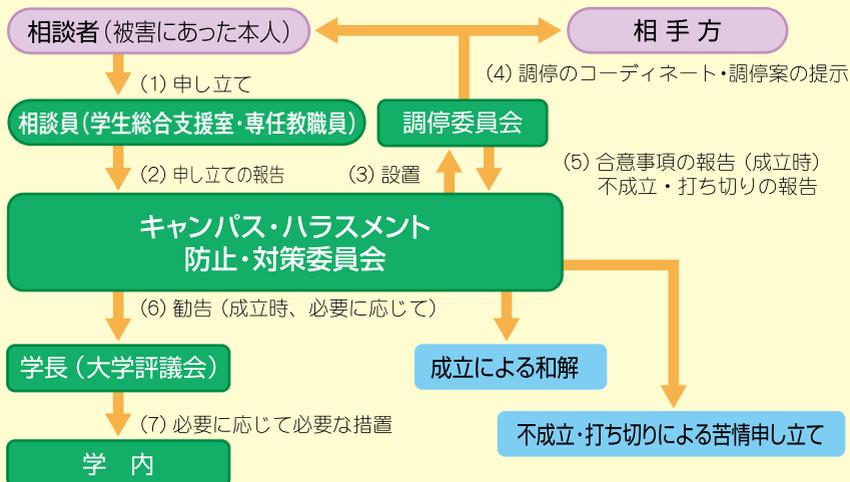
問題解決のために「調停」や「苦情申し立て」の方法をとるまでのことはできないとか、したくないという場合に、委員会から相手方に注意・警告をする方法を「通知」と言います。

相談者の名前を出したり、相談者の判別ができるような表現はしません。



調停

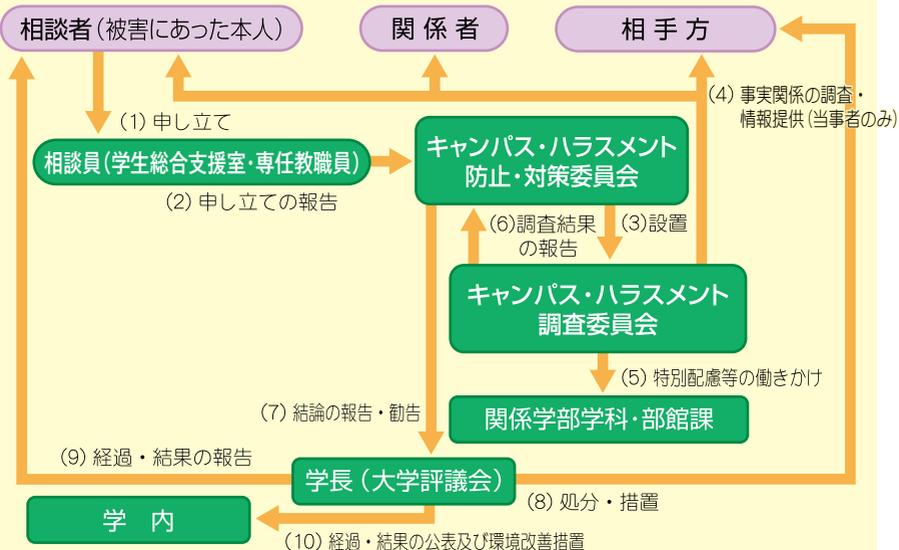
調停委員は当事者双方と個別に話し合い、
納得できる解決をめざします。



苦情 申し立て

大学に対して、相手方に何らかの措置をとるよう要求できます。
手続きは、当該申し立てのみに関する「キャンパス・ハラスメント調査委員会」を設置し、事実関係の調査並びに当事者及び関係者からの事情聴取から始まり、下図のとおり納得できる解決をめざします。

※被害の程度が重大であることが明白で、緊急に大学としての対応が必要と判断した場合、委員会で独自に手続きを開始することがあります。



※不服申し立て
苦情申し立ての相手方は、(8)の処分・措置内容に不服がある場合、学長に対し、「不服申し立て」を行うことができます。



西南女学院大学
西南女学院大学短期大学部

キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会

〒803-0835 北九州市小倉北区井堀1-3-5